

平成19年度 第2回 社会教育委員の会議 会議要旨

日 時	平成19年 7月26日(木) 13:00~17:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	委 員 花木 義輝 ・ 大江 紀子 ・ 安東 由則 ・ 野原 三恵子 ・ 樋口 茂 ・ 中村 美津子 ・ 信岡 利英 教育長 藤原 周三 管理部長 三栖 敏邦 社会教育部長 松本 博 学校教育部長 中尾 滋男 事務局 川崎生涯学習課長 西川主事
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開  <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	0人

1 議題

- (1) 芦屋市社会教育関係団体の登録について
- (2) 指定管理者制度について

2 審議内容

上記議題(1)について、前回からの継続審議案件について、審議された。

[主な質疑内容]

約400の登録団体の活動状況等の把握及び本来の社会登録団体のあり方の再検討を必要とし、登録に関する規定の見直しが必要ではないか。

ホームページに登録団体の連絡先の掲載の有無について

[結論]

登録団体の活動状況の把握については非常に困難であるが当会議で方法も含めて必要性があると判断された場合は実施すべきである。

個人情報等の関連法令の取扱に注意しつつ、本来の社会登録団体のあり方(広く市民に門戸を開放する等)を再考し、登録に関する規定を継続審議していきたいと思う。

全会一致で了承

上記議題(2)について、芦屋市の社会教育施設(4カ所)を当会議の中で視察を実施し、指定管理者制度の説明を行った。

〔主な質疑内容〕

指定管理者制度に馴染みやすい施設と馴染みにくい施設があるのではないか。

〔結論〕

第三者として入館料や利用料で何かのメリットが必要となるために、受益者負担を要しない施設については指定管理者制度そのものは馴染みにくいと思うが、指定管理者制度の一部を利用した考え方であれば、検討の余地はあると考えられる。

なお、指定管理者制度についても継続して審議が必要と思う。

全会一致で了承

以 上